

卷末資料

卷末-1	策定過程	190
卷末-2	市民参加	194
卷末-3	本計画に関連した制度・計画	196
卷末-4	用語解説	203

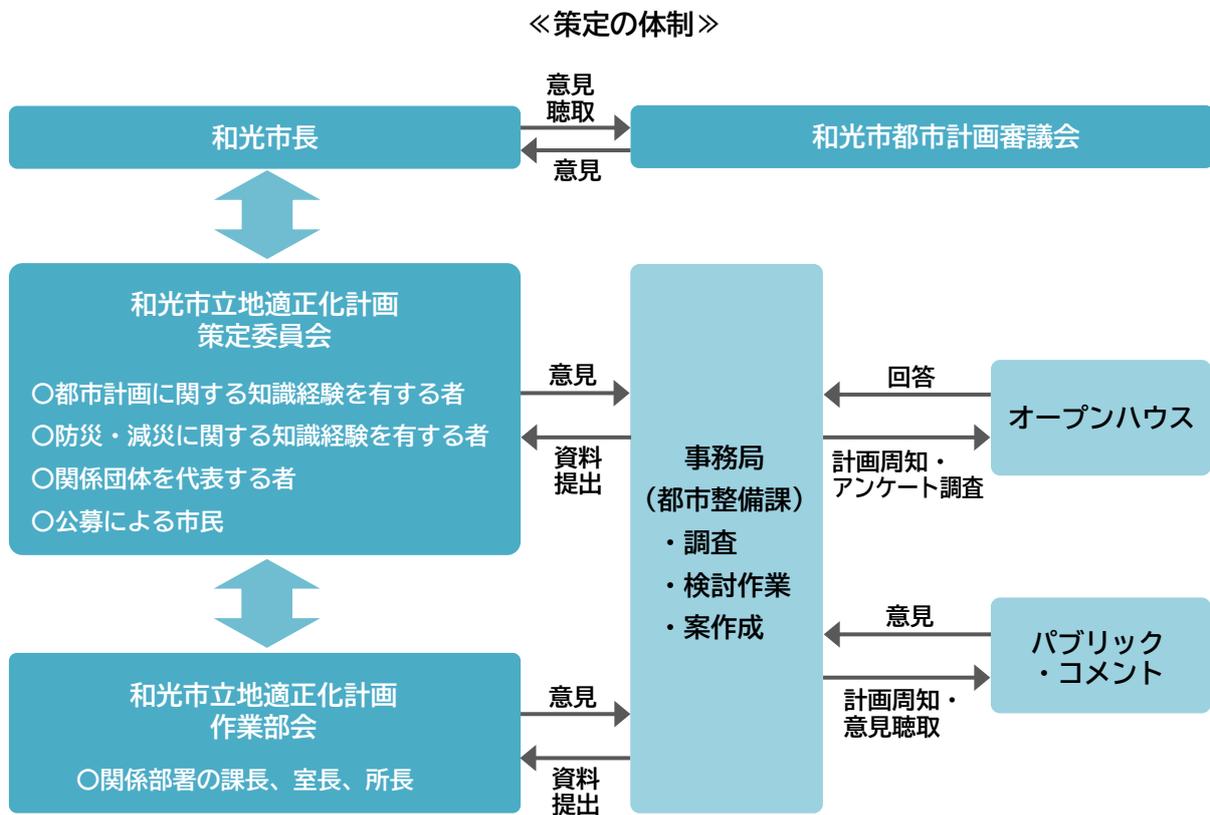
巻末資料

巻末－1 策定過程

(1) 策定の体制

和光市立地適正化計画の策定に当たっては、有識者、公共交通など各分野の関係団体及び公募市民が参加する「和光市立地適正化計画策定委員会」及び市内の関連部署による「和光市立地適正化計画作業部会」により検討作業を進めました。

また、市民の皆さまからもご意見をいただく場として、立地適正化計画に基づくまちづくりをともに考える機会として「オープンハウス」や「パブリック・コメント」を実施しました。



(2) 策定委員会・作業部会の委員

1) 和光市立地適正化計画策定委員会

《和光市立地適正化計画策定委員会 設置要綱》

和光市告示第173号

和光市立地適正化計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年6月30日

和光市長 柴崎 光子

和光市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する市の立地の適正化を図るための計画(以下「和光市立地適正化計画」という。)を策定するため、和光市立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 和光市立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する知識経験を有する者
- (2) 防災・減災に関する知識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条の規定による報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各々1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議の招集及び第4条第2項の規定により委員長が互選されるまでの間の会議の主催は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

※令和5(2023)年10月からの組織改編に伴い、建設部は都市整備部へ変更

《和光市立地適正化計画策定委員会 委員名簿》

(敬称略)

要綱による区分		氏名	所属
1号委員	都市計画に関する知識経験を有する者	◎ 大沢 昌玄	日本大学理工学部
2号委員	防災・減災に関する知識経験を有する者	○ 中村 仁	芝浦工業大学システム理工学部
3号委員	関係団体を代表する者	伊藤 貞利	和光市商工会
3号委員	関係団体を代表する者	奈良 一成	一般社団法人朝霞地区医師会
3号委員	関係団体を代表する者	荒木 保敏	社会福祉法人和光市社会福祉協議会
3号委員	関係団体を代表する者	越野 晴秀	東武鉄道株式会社
3号委員	関係団体を代表する者	山科 和仁	東武バスウエスト株式会社
4号委員	公募による市民	杉尾 裕嗣	
4号委員	公募による市民	関口 泰典	
4号委員	公募による市民	青木 佳男	

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す

2) 和光市立地適正化計画作業部会

《和光市立地適正化計画作業部会 委員名簿》

所属	所属・役職名	備考
企画部	政策課長	令和5(2023)年9月まで
	企画人權課長	令和5(2023)年10月から
	資産戦略課長	
市民環境部	市民活動推進課長	
	産業支援課長	
保健福祉部 ※令和5(2023)年10月 から福祉部へ変更	社会援護課長	令和5(2023)年9月まで
	障害福祉課長	令和5(2023)年10月から
	地域包括ケア課長	令和5(2023)年9月まで
	地域共生推進課長	令和5(2023)年10月から
保健福祉部 ※令和5(2023)年10月 から健康部へ変更	長寿あんしん課長	
子どもあんしん部	保育施設課長	
建設部 ※令和5(2023)年10月 から都市整備部へ変更	◎ 都市整備課長	
	公共交通政策室長	
	道路安全課長	
	公園みどり課長	
	建築課長	
	駅北口土地区画整理事業事務所長	令和5(2023)年9月まで
	駅北口地区高度利用化推進室長	令和5(2023)年9月まで
駅北口まちづくり事務所長	令和5(2023)年10月から	
危機管理室	危機管理室長	
上下水道部	下水道課長	
教育委員会事務局	教育総務課長	
	生涯学習課長	

※◎印は部会長を示す

(3) 策定の経過

月日	会議	主な内容
令和4(2022)年		
7月15日	庁内勉強会	・立地適正化計画の概要 ・策定までのスケジュール
8月9日	第1回作業部会	・上位関連計画の整理 ・和光市の現況整理
8月19日	第1回策定委員会	・策定までのスケジュール ・和光市の現況について
10月19日	第2回作業部会	・都市構造上の課題 ・まちづくりの方針及び都市の骨格構造 ・オープンハウスの開催概要
11月16日	第2回策定委員会	・都市構造上の課題 ・まちづくりの方針及び都市の骨格構造 ・オープンハウスの開催概要
12月20日	都市計画審議会 (第87回)	・進捗状況の報告
令和5(2023)年		
1月30日	第3回策定委員会	・都市の骨格構造(修正案)
2月14日	第3回作業部会	・都市の骨格構造(修正案) ・誘導施設・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域
3月23日	都市計画審議会 (第88回)	・進捗状況の報告
3月28日	第4回策定委員会	・都市の骨格構造(修正案) ・誘導施設・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域
4月17日～ 5月2日	オープンハウス	・計画内容の周知 ・簡易アンケートによる意見収集
5月11日	第4回作業部会	・防災指針
6月6日	第5回策定委員会	・防災指針
7月31日	第5回作業部会	・誘導施策
8月31日	第6回策定委員会	・誘導施策
10月12日	第6回作業部会	・評価指標と進行管理 ・立地適正化計画(案)
11月14日	第7回策定委員会	・評価指標と進行管理 ・立地適正化計画(案)
12月7日～ 12月28日	パブリック・コメント	・オープンハウス形式でのパネル展示 ・オープンハウス形式での説明会実施
12月27日	都市計画審議会 (第89回)	・立地適正化計画(案)
令和6(2024)年		
1月31日	第7回作業部会	・立地適正化計画(最終案)
2月26日	第8回策定委員会	・立地適正化計画(最終案)
3月4日～ 3月31日	届出制度の周知	
4月1日	計画策定・公表	

(2) パブリック・コメント

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書(案)の内容について、市民や市内事業者などの皆さまから広く意見を募集するために実施しました。 ・また、パブリック・コメントでの意見の募集期間中にパネル展示とオープンハウス形式の説明会を実施しました。
<p>実施時期・実施場所</p>	<p>(意見募集期間) 令和5(2023)12月7日(木)~12月28日(木)</p> <p>(パネル展示) 令和5(2023)12月7日(木)~12月26日(火)</p> <p>(説明会) 令和5(2023)12月9日(土) 13時~17時 : 下新倉小学校 体育館 令和5(2023)12月16日(土) 13時~17時 : 和光市役所6階 602会議室</p>
<p>意見提出・参加人数</p>	<p>(パブリック・コメント) 2名 (説明会) 3名</p>
<p>実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントは、市役所都市整備課窓口や市ホームページ等において計画書(案)を公表し、意見を募集しました。 ・意見募集にあたり、期間内に市内2箇所パネル展示を行い、パブリック・コメントを周知しました。 ・説明会は、パネル展示とともに、計画書(案)の概要を説明した音声入りの動画を用意の上、市職員の対話による内容説明を行いました。

第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、都市の骨格構造において中心拠点として設定した和光市駅周辺において、以下の考え方にに基づき設定します。

【視点1】 誘導施設の設定

都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住性の利便性などの観点から、現在不足している施設や、今後とも維持が求められる施設などを対象に設定します。

【視点2】 施設配置の考え方による選定

施設	選定
1. 駅前広場	○
2. 駅前バス停留所	○
3. 駅前公園	○
4. 駅前商業施設	○
5. 駅前文化施設	○
6. 駅前スポーツ施設	○
7. 駅前緑地	○
8. 駅前歩道橋	○
9. 駅前自転車道	○
10. 駅前自転車駐輪場	○
11. 駅前タクシー乗降場	○
12. 駅前タクシー乗降場	○
13. 駅前タクシー乗降場	○
14. 駅前タクシー乗降場	○
15. 駅前タクシー乗降場	○
16. 駅前タクシー乗降場	○
17. 駅前タクシー乗降場	○
18. 駅前タクシー乗降場	○
19. 駅前タクシー乗降場	○
20. 駅前タクシー乗降場	○

第5章 居住誘導区域

居住誘導区域は、以下の考え方にに基づき設定します。

居住誘導区域面積: 約56.3ha
市街化区域に対する面積割合: 72%

(大規模土造成地について)
居住誘導区域から除外した大規模土造成地(約1.5ha)は、都市機能誘導区域の中心部(駅前広場)に位置し、今後のまちづくりにおいて、大規模土造成地を誘導する必要があるため、居住誘導区域に含めることとなります。

(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域について)
居住誘導区域から除外した土砂災害特別警戒区域(約0.5ha)は、令和6(2024)年3月末の国土数値情報(土砂災害)に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、居住誘導区域に含めることはできません。また、土砂災害警戒区域(約0.5ha)は、令和6(2024)年3月末の国土数値情報(土砂災害)に基づき、土砂災害警戒区域に指定されているため、居住誘導区域に含めることはできません。また、土砂災害警戒区域(約0.5ha)は、令和6(2024)年3月末の国土数値情報(土砂災害)に基づき、土砂災害警戒区域に指定されているため、居住誘導区域に含めることはできません。

第6章 防災指針

取組方針の方向性

地域ごとの防災上の課題を踏まえ、防災・減災に対する取組方針の方向性と居住誘導区域の設定の考え方は以下のとおりとします。

地域	防災上の課題	取組方針
地域A	洪水氾濫	洪水氾濫対策
地域B	土砂災害	土砂災害対策
地域C	地震	地震対策
地域D	火災	火災対策
地域E	高齢者の防災	高齢者の防災対策
地域F	防災意識の向上	防災意識の向上対策

【居住誘導区域の設定】
居住誘導区域は、都市機能誘導区域(駅前広場)を中心に、防災上の課題を踏まえ、防災・減災に対する取組方針の方向性と居住誘導区域の設定の考え方を踏まえ、居住誘導区域を設定することとなります。



巻末－3 本計画に関連した制度・計画

本計画の前提となる、国の制度や本市の計画などについて、概要を整理します。

1) 立地適正化計画制度の創設

全国的な人口減少・高齢化の急速な進行に起因する様々な課題が顕在化したことを受けて、国の都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造」の本格的展開に大きく転換を図ってきました。そのような背景のもと、平成 26(2014)年 8 月に改正都市再生特別措置法が施行され「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画においては、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や商業・医療・福祉などの都市機能の誘導を図ることにより、持続可能な都市の形成を目指していくものとしています。

立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域のねらいとして、国においては以下の点を挙げています。

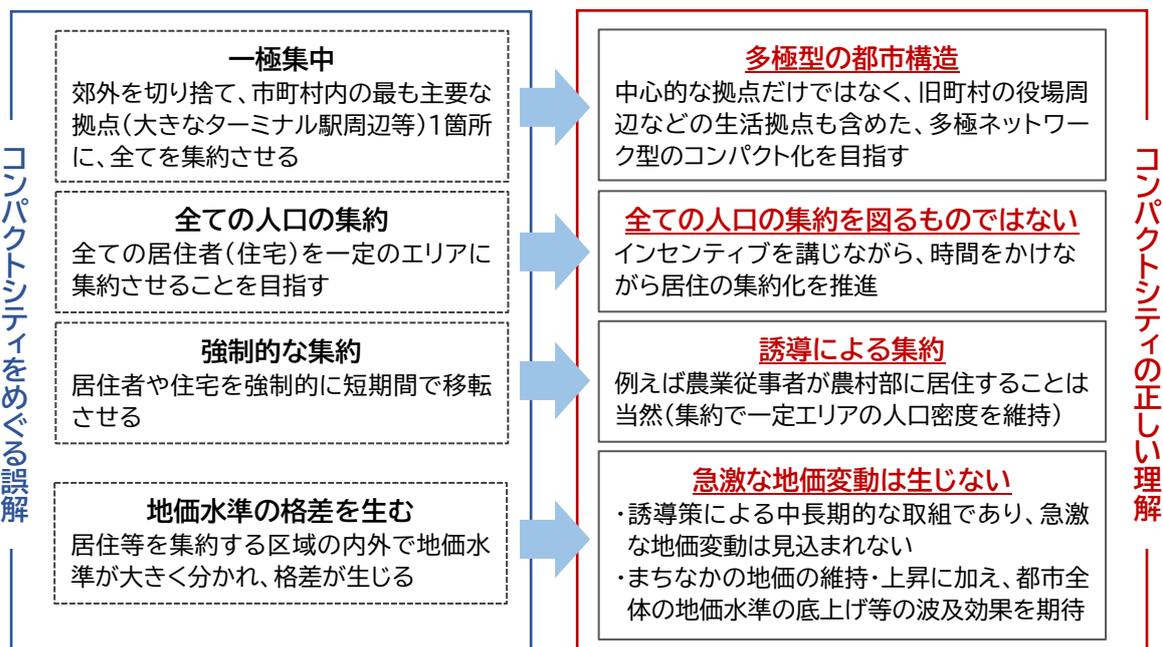
都市機能誘導区域：生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆都市機能(商業・医療・福祉など)の立地促進 <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設への税財政・金融上の支援 ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和 ○公的不動産・低未利用地の有効活用 ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール <ul style="list-style-type: none"> ○誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ ○誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> ◆歩いて暮らせるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○歩行空間の整備支援 |
|--|---|

居住誘導区域：居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆区域内における居住環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅事業者による都市計画等の提案制度 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区域外の居住の緩やかなコントロール <ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の区域外での住宅開発について届出、市町村による働きかけ |
|--|--|

また、コンパクトシティをめぐる誤解として以下の点を挙げています。



資料：国土交通省資料

2) 防災指針が制度化された経緯

近年において、台風やゲリラ豪雨に伴う河川洪水、土砂災害、内水被害などの水災害については、頻発・激甚化の傾向を見せており、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題として、国も重要視するようになりました。

防災まちづくりの推進を図るため、国においては、大震災の被害を教訓とした都市火災対策に加え、平成23(2011)年の東日本大震災による津波被害や頻発するゲリラ豪雨を踏まえ、平成25(2013)年に「防災都市づくり計画策定指針」を定めています。この中では都市計画の目的として、自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置づけることや、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくことなどが示されています。

それらを踏まえ、令和2(2020)年9月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、主に以下の2点について立地適正化計画を防災の観点から強化する改正が行われました。

本計画においても、この内容に沿った居住誘導区域の設定、防災指針の検討を行っています。

◆居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
(災害レッドゾーン)

- ①災害危険区域(がけ崩れ、出水等)
- ②土砂災害特別警戒区域
- ③地すべり防止区域
- ④急傾斜地崩壊危険区域

◆居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

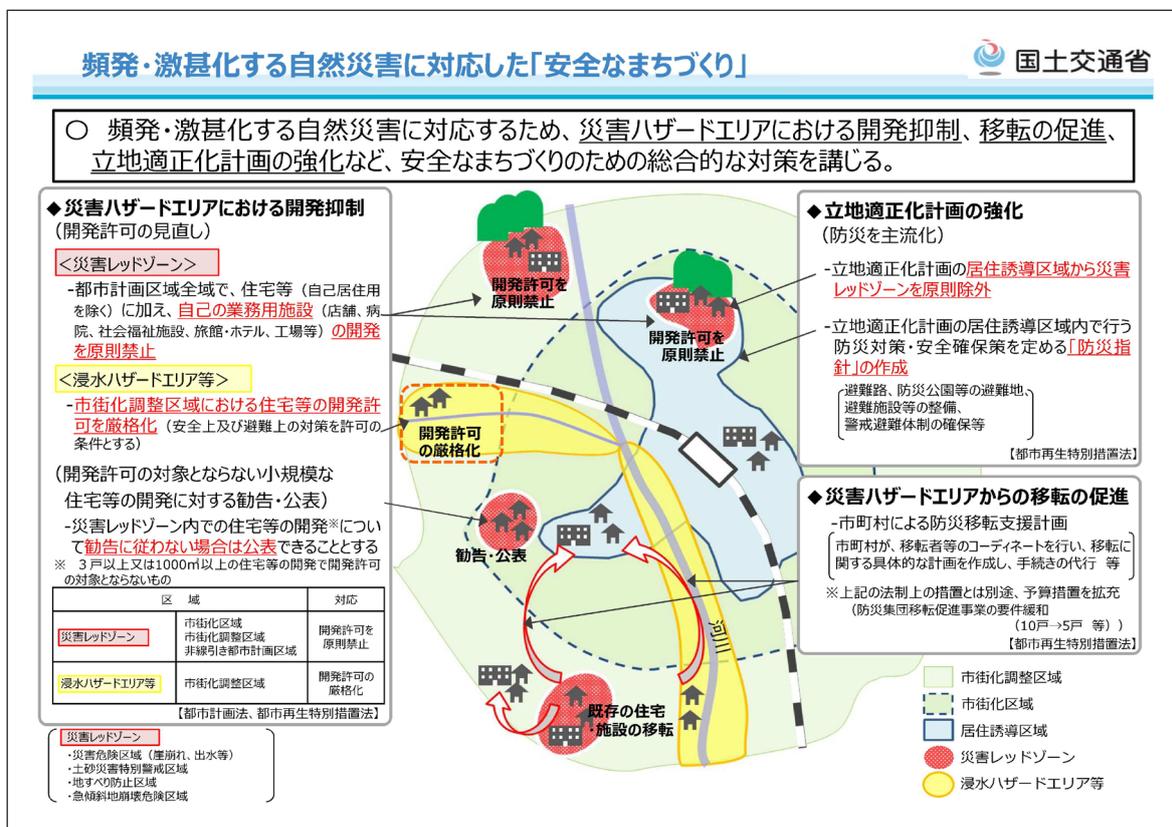


図 巻末-1 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

資料:国土交通省資料

3) 本計画に特に関連のある計画の概要

① 第五次和光市総合振興計画基本構想 (令和2(2020)年9月策定)

【計画の目的】

まちづくりの主体は市民をはじめとした「みんな」であること、若い世代の転入が多い和光市だからこそ意識的につながりを作っていくべきであること、暮らす人にとっても訪れる人にとってもワクワク感のあるまちであること、そして「都市」と「田舎」の良さを兼ね備えた和光市の良さを維持していくことなど、10年間のまちづくりに当たっての大切とする価値観を示すために策定。

【計画期間】

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

【計画の概要】

(将来都市像)

みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光

(市民生活の目標像)

視点① 日々の生活の基盤が整っている	目標像1	良好な生活環境が得られる
	目標像2	安全かつ快適に移動できる
	目標像3	身の回りの生活上の不安が軽減される
視点② それぞれのライフステージを充実させる	目標像4	子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ
	目標像5	安心して妊娠・出産・子育てができる
	目標像6	高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる
	目標像7	誰もが自立した生活と社会参加ができる
視点③ 心豊かに、満足度の高い生活が送れる	目標像8	健康に日々を暮らしている
	目標像9	いきいきと仕事を続けられる
	目標像10	趣味などを通して充実した時間を過ごす
	目標像11	まちや人とつながり心豊かに過ごす
	目標像12	シビックプライドを持っている

(描く未来の実現に向けた基本戦略)

基本戦略①	和光市駅周辺の魅力の向上
基本戦略②	市庁舎周辺の賑わいの創出
基本戦略③	環境に配慮した清掃センターの更新
基本戦略④	地域公共交通の充実
基本戦略⑤	子どもたちや子育て世代の支援
基本戦略⑥	高齢化への対応
基本戦略⑦	和光北インターチェンジ周辺の活性化
基本戦略⑧	地域コミュニティの再醸成

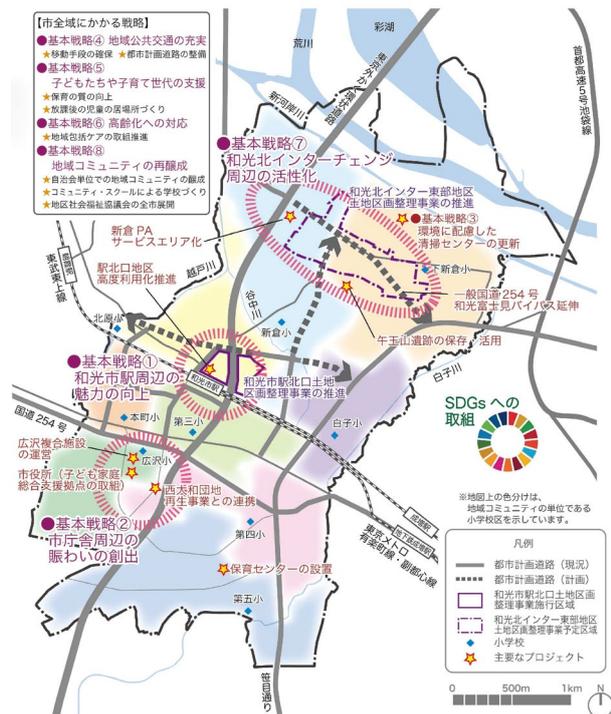


図 巻末-2 基本戦略の位置図

② 第2次和光市公共施設マネジメント実行計画（令和4(2022)年3月策定）

【計画の目的】

公共施設等の総合かつ計画的な維持管理・運営の考え方を示した「和光市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来にわたり“適切な公共サービスの提供”と“持続可能な財政運営”の両立を通じて、公共施設マネジメントを展開し、和光市が目指す将来像を実現するために策定。

【計画期間】

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

【計画の概要】

（目的を達成するための“3つの取組”）

〈目的〉「適切な公共サービス提供」と「持続可能な財政運営」

〈取組〉

(1)長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設使用の目標年数を、コンクリート造は80年以上、鉄骨造は65年以上とする。 ◇長寿命化に適する建物は築50年の段階で長寿命化改修を実施し、80年以上の使用を目指す。 ◇長寿命化改修は、経年劣化による性能の低下を修理するだけでなく、現代の水準に合わせて建設当初よりも性能を向上させる。
(2)保有総量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◇長寿命化に適さない建築物は築60～65年を目処に建替える。 ◇学校及び大規模施設は、周辺施設との統廃合を行う。 ◇統廃合によって複合化された跡地の利活用は、市の財源投入を行わず民間活力を導入する。
(3)財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇財源確保はコスト削減と収入アップの両面から行う。 ◇統廃合の跡地利活用は、市の財源投入を行わず、貸付を行い、収益化を図る。 ◇跡地利活用においては、官民連携によって、市民・民間活力の導入を図る。

（第2次実行計画の考え方）

（1）学校プールの統廃合・屋内実施

- ◇学校の水泳授業が屋内でできるように検討します。今後は全ての学校にプールを設置することは行わず、市民プールや下新倉小など市所有の屋内プールの利用、他市で実施されている民間フィットネスクラブのプールの借用により、全学校の水泳授業の屋内実施を目指します。
- ◇また、第3次実行計画以降次々に予定されている学校施設の建替工事を実施するに当たり、既存の屋外プールを解体することで工事をスムーズに進めることが可能となります。また、建替後も敷地を有効活用することが可能となります。

（2）第三小学校官民一体複合化建替の検討

- ◇第三小学校は、和光市駅から近いという立地を生かし、民間資金を活用した官民一体複合化（PPP/PFI）による建替を検討することで、財政負担が少なく、早期の建替を目指します。

（3）学校建替を官民連携にて進める準備

- ◇学校施設の建替に対して、民間資金を活用したPFIによる建替を検討します。PFI事業の実施に際しては、市内事業者が代表企業あるいは構成員として事業方式の組立ができるように、市は金融機関との連携、専門家によるアドバイスといった支援を通じて情報提供を行い、積極的に支援することとします。また、施設の維持管理を一括して委託する「包括委託」についても、市内事業者を中心とした事業方式を検討するため、市、金融機関、市内事業者、専門家等による「和光市学校建替プラットフォーム」を設立します。

③ 第2期和光市子ども・子育て支援事業計画

(令和2(2020)年3月策定、令和5(2023)年3月中間見直し)

【計画の目的】

国の時代変化に即した法改正の動向や社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくための新たな取組や目標を定めるものとして策定。

【計画期間】

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

【計画の概要】

(基本理念)

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり

(基本目標)

地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援

(基本方針・重点事業・施策)

基本方針	重点事業	施策
1. 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進	・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業(子育て世代包括支援センター) ・子ども家庭総合支援拠点整備	①妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化
		②特別な配慮を要する家庭への支援強化
2. 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	③「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上
		④多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進
3. 次世代を担う青少年への支援	学童クラブとわこっこクラブの一体型放課後対策事業の整備及び運営	⑤子どもの居場所づくり
		⑥困難を抱えた子どもへの支援
		⑦学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援
4. 子どもが健やかに育つ環境整備	広沢複合施設の整備及び運営	⑧子どもの健康な心と体を育む食育推進
		⑨子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備
		⑩子どもを守る安全対策
5. 教育・保育等の基盤整備	-	⑪教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制)



(施策⑪ 教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制))

〈病児保育事業等の今後の方向性〉 ※中間見直しの内容

病児保育事業を実施する新たな施設の整備や新規事業等については、既存施設にて提供体制の確保はできていますが、各施設の利用状況等に留意し、より利用者ニーズに合った見直しの検討が必要です。

また、既存施設については、利用状況や利用者からの声などの複眼的な視点で検証を行うほか、既存事業についても費用対効果の視点から、より効果的な事業への見直しなど、病児を持つ保護者の視点に立った病児保育事業のあり方を検討していきます。

更に利用手続きの煩雑さなどの諸課題があることから、利用環境の改善に向けて取り組みます。

④ 第二次和光市産業振興計画（令和4(2022)年3月策定）

【計画の目的】

「第五次和光市総合振興計画基本構想」及び「和光市産業振興条例」に基づき、今後の市内産業の方向性を導く指針を示し、総合振興計画、同条例に基づく施策を戦略的に推進するため、事務事業などの方向性及び優先度を明確にするものとして策定。

【計画期間】

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

【計画の概要】

（産業振興の基本姿勢）

将来の持続的な経営に向けて努力する市内事業者を誇りとしながら、事業者、市民、関係機関・団体が連携し、その経済活動を支援する

（産業振興の将来像）

事業者と市民がつなぐ安心と希望を持って事業活動ができるまち

- ◇先端科学技術とつながり、新たな価値を生み出すまち
- ◇持続的な産業の発展と市民生活の向上を実現するまち
- ◇多様な企業や人材がいきいきと活躍できるまち

（方向性・施策・事業事例）※本計画に関連する項目のみ抜粋

方向性	施策・事業事例
方向性1： 持続的発展に 向けた経営支援	3. 市内企業の地域貢献の推進 ①市内企業の地域活動への参画、貢献の促進 地域社会を構成する一員として、地域の美化清掃活動やボランティア活動、にぎわい創出に関するイベントへの参加など、市内事業者が企業市民活動や地域活動に積極的に参画し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献することを促進します。
方向性2： 次代を担う 産業・事業の創出	3. 関係機関との連携による新たな産業創出 ②関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討 和光理研インキュベーションプラザを卒業する企業や市内で創業したベンチャー企業等が継続して市内で事業活動が営めるように、研究機能を有したポストインキュベーション施設の整備を民間活力の導入も含めて検討します。 4. 起業・新事業の創出に向けた支援 ⑤シェアオフィス・コワーキング施設の整備 社会構造の変化や多様な働き方が浸透していく中で、個人起業家の拠点や時間と場所にとらわれずに働くノマドワーカー、テレワークを推進する事業者の受け皿となるコワーキングスペースやシェアオフィス施設の整備を民間の活用も含めて検討します。
方向性6： 和光産業を支える 基盤の強化	1. 和光北インター東部地区における産業拠点の整備 ①和光北インター東部地区土地区画整理事業の推進に伴う、新たな産業拠点の創出 和光北インター東部地区土地区画整理事業を市内の担当部署と連携して円滑な推進を図ります。和光理研インキュベーションプラザの卒業企業や市内の研究機関と連携し事業活動を行う研究開発型企業をはじめ、次代の本市産業を担う成長産業分野の企業等が集積する新たな産業拠点の創出に向けた取組を検討・実施します。

4) 和光版MaaSの取組

本市では「全市民の移動の自由の確保」を目標とした上で、交通に関する様々な課題に対応したモビリティに関する事業として、自動運転車両による市民・就業者への移動サービスの提供と既存交通網などとの連携を軸とした「和光版 MaaS」の構想を提案しています。

その中では、市民の様々な目的による「移動」において、既存の公共交通(市内循環バスや路線バスなど)と新たな移動手段(シェアサイクルなど)を最適に組み合わせて「検索」「予約」「決済」を一括して行うサービスの提供を想定しています。

また、和光市駅と市北側の和光北インターチェンジ周辺を結ぶ新たなモビリティとして自動運転バスによる交通軸の形成にも取り組んでいます。

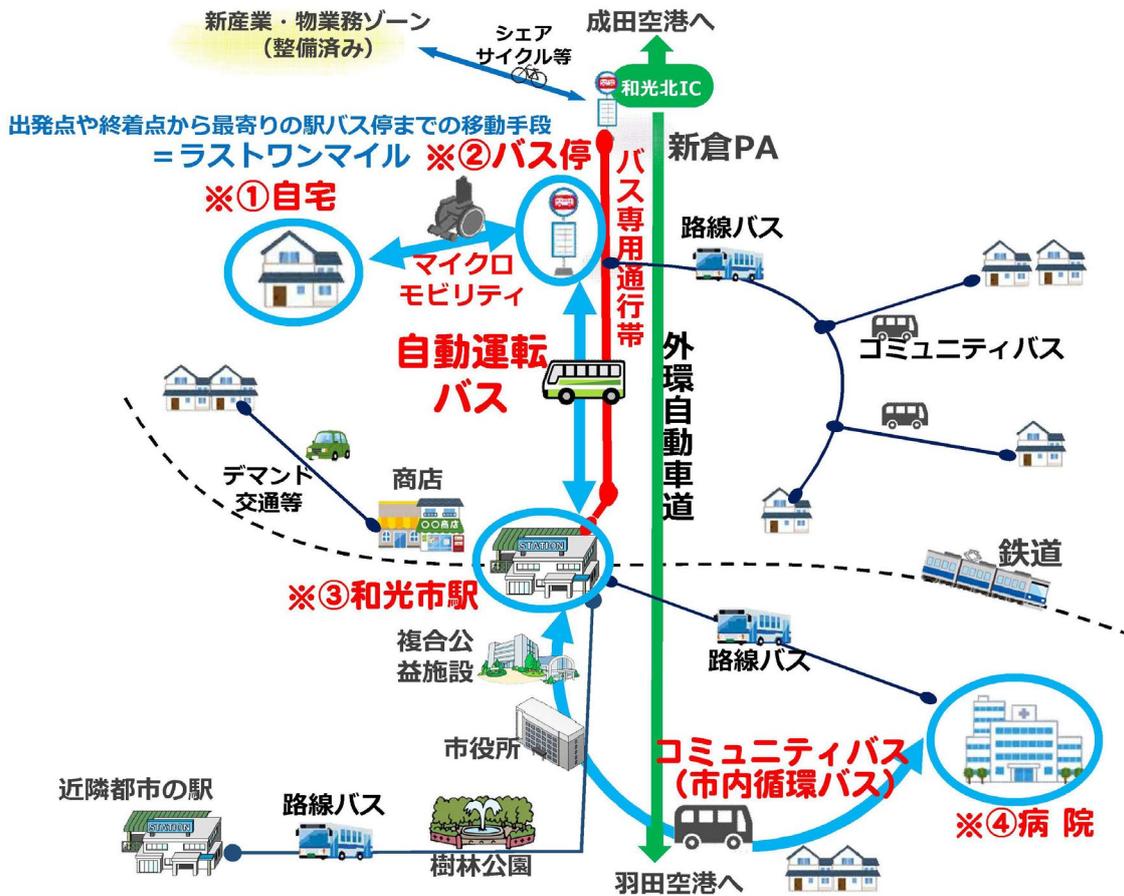


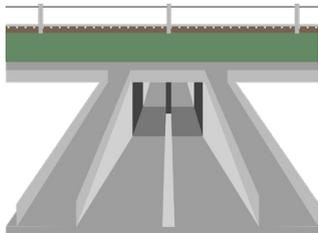
図 巻末-3 和光版MaaSによる課題解決イメージ

資料:和光市資料(一部加工)

〈あ行〉

アンダーパス

主に市街地で道路や鉄道などと交差し、前後区間に比べて急激に道路の高さが低くなっている区間のこと。



いそんざいげん 依存財源

地方交付税など、国または都道府県から交付される収入のこと。（37 ページ参照）

いんきゅべーしょんしせつ インキュベーション施設

創業初期の企業や起業家の支援を目的とした施設のこと。本市には和光理研インキュベーションプラザが立地している。

えきじょうか 液状化

地震の揺れにより地盤内の土の粒子の結合がなくなることによって土の粒子と水が分離し、水や砂の吹き上げや建物の沈下・傾斜などを引き起こす現象のこと。

（90 ページ参照）

エリアマネジメント

住民・事業主・地権者などが主体となり、特定のエリアにおける良好な環境形成や地域の価値向上に向けて、管理、運営を行う活動のこと。

えんしょうきけんかしよ 延焼危険箇所

住宅が密集した地域など延焼の可能性の高い地域のこと。

えんしょうこうせいたてもんすう 延焼クラスター構成建物数

延焼が遮断されることなく一度の出火で延焼する可能性のある範囲内の建物数のこと。（91 ページ参照）

えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯

道路、河川、鉄道、公園などとその沿線などの不燃化された建築物により形成される、市街地における火災の延焼を遮断する効果がある帯状の空間のこと。

〈か行〉

かいはつこうい 開発行為

都市計画法に基づく、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

かおくとうかいとうはんらんそうていくいき 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による近傍の堤防の決壊などの場合に、建築物が倒壊・流出するなどの危険性が高い区域を示したもの。

この区域は2種類あり、河岸侵食は、洪水時の氾濫流による河岸侵食により木造・非木造の家屋の流出・倒壊のおそれがある区域のこと。氾濫流は、河川堤防の決壊または洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域のこと。（86 ページ参照）

ちきんせつとうきけんじゅうたくじよきゃくじぎょう がけ地近接等危険住宅除却事業

がけ地の崩壊などにより市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の除却を促進することを目的として、除却を行う者に対して補助金を交付する事業のこと。

ぎむてきけいひ 義務的経費

人件費などの支出が義務づけられた任意に削減できない経費のこと。（37 ページ参照）

きょう どうろ 狭あい道路

道路幅員が4m未滿の道路のこと。人や自動車などの通行上の危険性が高まることや、緊急時や災害時での緊急車両の活動への支障、まちの延焼の危険性が高まるなどの問題がある。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）をインフラ整備に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組のことで、多自然川づくり、雨水流出抑制などのための貯留浸透、都市緑化などの取組がある。

けいかくきぼこうろ 計画規模降雨

堤防整備などの洪水防御に関する計画を検討する際の基本となる降雨のこと。（84,99 ページ参照）

けんせつじぎょうひ 建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎などの施設の新増設などの建設事業に要する経費のこと。

けんちくせいげん
建築制限

建築行為を制限すること。本市においては、土地区画整理事業の施行区域内において、都市計画法第53条の規定に基づく、建築行為が制限されることなどが挙げられている。

けんちくとうこうい
建築等行為

建築基準法第2条第13号に規定する「建築物」の新築、改築または用途の変更をすること。

こうきょうこうつうくわいはくちいき
公共交通空白地域

鉄道、バス停から300m圏外の地域のこと（非可住地として、荒川河川敷、樹林公園、理化学研究所などの比較的大規模な敷地のうち住宅地ではないエリアは除外）。和光市地域公共交通計画で定義している。

こうきょうこうつうふべんちいき
公共交通不便地域

バス停から300m圏内における1日の運行本数が上下合わせて24本未満の地域のこと（非可住地として、荒川河川敷、樹林公園、理化学研究所などの比較的大規模な敷地のうち住宅地ではないエリアは除外）。和光市地域公共交通計画で定義している。

こうずいしんすいそうていくいき
洪水浸水想定区域

水防法に基づく、国及び県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

こうつうきょてん
交通拠点

鉄道、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩といった様々な交通が集中してそれぞれ接続する場所のこと。

こうつうけっせつてん
交通結節点

複数の交通手段が相互に連結する乗り換え場所あるいは施設のこと。

こうつうじゃくしゃ
交通弱者

移動困難や不便を抱える人、交通事故に遭うリスクの高い人のこと。

こくせいちょうさ
国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査のことで、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。

こくりつしゃかいほしょう じんこうもんだいけんきゅうじょ
国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度の研究を行う機関のこと。本計画の将来人口はこの機関が公表している推計値を採用している。

こそだてせだいほうかつしえん
子育て世代包括支援センター

母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整などを行うことを目的とする施設のこと。

コワーキングスペース

様々な年齢、職種、所属の人が空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

商業・医療・福祉施設などの生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積するとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることにより、持続性の高い都市を目指す考え方のこと。（2ページ参照）

〈 さ 行 〉

さいがいじょうえんごしゃ
災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。

サイクルポート

シェアサイクルなどに用いる専用の自転車を共同で利用する場合に、一般的な駐輪場とは別に、共用する自転車を止め置き、利用者が借用・返却することを専用の目的として設置された場所のこと。

さいたまけんじしんひがいそうていちょうさ
埼玉県地震被害想定調査

埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測する調査であり、本計画策定時点の最新調査は平成24(2012)・25(2013)年度に実施されている。

サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

しがいかくいき 市街化区域

都市計画法に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

しがいかちょうせいいき 市街化調整区域

都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のこと。農林漁業用の建築物や一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されない。

しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業

都市計画法に基づく、計画的な市街地の形成を図るため、公共施設（道路、公園など）の整備と宅地開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業のことで、土地区画整理事業、市街地再開発事業などがある。

しがいちさいかいはつじぎょう 市街地再開発事業

市街地開発事業の一つで、都市再開発法に基づく、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物や敷地の整備とともに公園、広場、街路などの公共施設の整備を一体的に行う事業のこと。

じしゅざいげん 自主財源

市町村税など自主的に収入する財源のこと。（37 ページ参照）

しぜんぞうげん 自然増減

死亡数と出生数の差のこと。

しぜんてきとちりよう 自然的土地利用

農地や山林、水面、河川などの土地利用のこと。住宅地などは都市的土地利用という。

じどううんてん 自動運転サービス

運転者ではなくシステムが運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせるサービスのこと。

しないうんかん 市内循環バス

公共施設への交通の確保、交通不便地域の解消、高齢者の外出機会の創出を目的として、平成 5 (1993) 年 2 月から路線バスが運行していない地域を中心に和光市が運行する公共交通のこと。

しゃかいぞうげん 社会増減

転入数と転出数の差のこと。

じゅうたくこすうみつど 住宅戸数密度

地域の延焼の危険性を判断する数値として、地域内の戸建て住宅数を地域の面積で割った値のこと。（91 ページ参照）

じゅんいどうすう 純移動数

転入数から転出数を差し引いた数のこと。

しょうちいきしゅうけい 小地域集計

国勢調査における集計の単位であり、市区町村よりも小さい区分である町丁目などの範囲ごとに人口や世帯などを集計したもの。

しんすいけいぞくじかん 浸水継続時間

氾濫水が到達後、一定の浸水深（0.5mを基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間のこと。

すいがい じょうぼうず 水害リスク情報図

水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川(18 河川)以外の埼玉県管理河川について、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）と計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）を作成するもの。（83 ページ参照）

せいかつりべんしせつ 生活利便施設

商業店舗、医療・福祉・子育て支援施設などの生活に身近な施設のこと。

せいさんりょくちちく 生産緑地地区

生産緑地法に基づく、都市計画法上の地域地区の一つのこと。良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地で、公害災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立てられるとともに、将来の公共施設用地としての活用も担保される区域のこと。

そうていさいだいきぼこうう 想定最大規模降雨

想定し得る最大規模の降雨のこと。（84,99 ページ参照）

〈 た 行 〉

だいきほりどぞうせいち 大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、谷埋め型大規模盛土造成地（盛土の面積が 3,000 平方メートル以上）または、腹付け型大規模盛土造成地（盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5 メートル以上）のいずれかの要件を満たすもの。（82 ページ参照）

だいごじわこうしこうしこうしんこうけいかくきほんこうそう
第五次和光市総合振興計画基本構想

和光市による、長期的な展望に立って市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示した計画のこと。また、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけられるもの。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。

だいにきわこうしこどもこそだてしえんじぎょうけいかく
第2期和光市子ども・子育て支援事業計画

和光市による、子ども・子育て支援法に基づく、市町村が地域のニーズを把握し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関して定めた計画のこと。

だいにじわこうしこうきょうしせつじっこうけいかく
第2次和光市公共施設 マネジメント 実行計画

和光市による、和光市が保有している公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを検討するための計画のこと。

だいにじわこうしさんぎょうしんこうけいかく
第二次和光市産業振興計画

和光市による、今後の市内産業の方向性を導く指針を示し、和光市総合振興計画基本構想や和光市産業振興条例に基づく施策を戦略的に推進するため、事務事業などの方向性及び優先度を示した計画のこと。

たくちたいしんかすいしんじぎょう
宅地耐震化推進事業

宅地地盤災害を未然に防止または軽減し、宅地の安全性確保を目的とし、地方公共団体が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地所有者が国や地方公共団体の補助を受けて滑動・崩落防止事業を実施できる事業のこと。

ただんかいしんすいそうていずおよびすいかい
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ

土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的に、降雨の確率規模別に作成した浸水想定図と、所与の浸水深になると想定される浸水範囲を降雨の確率規模別に異なる色で示した地図のこと。(83,85 ページ参照)

ちいきほうかつしえん
地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

ちかこうじ
地価公示

地価公示法に基づく、国土交通省土地鑑定委員会が適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点の標準地の正常な価格を3月に公示するもの。

ちくけいかく
地区計画

都市計画法に基づく、特定の区域において、住宅地や商業地など地区の特性に応じたまちなみや環境の保全、形成を目的に、敷地や建築物などに関する特別なルールを都市計画に定めるもの。

ちくほうさいけいかく
地区防災計画

災害対策基本法に基づく、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するために創設された計画のこと。地域住民が主体となり自発的な計画づくりを通じて地区の防災上の課題や災害時の具体的な連携方法などを共有することや、記載内容に基づく防災訓練の実施などを通じて、地域の共助力向上や災害時に十分な力が発揮されることが期待される。

ちようきみちやくしゅとちくかくせいりくいき
長期未着手土地区画整理区域

土地区画整理事業を都市計画決定した後、長期にわたり事業が未着手の区域のこと。(162 ページ参照)

ちようせいけい
調整池

開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設のこと。

とうしてきけいひ
投資的経費

普通建設事業費などの支出の効果が資本形成に向けられる経費のこと。(37 ページ参照)

としきのう
都市機能

都市における様々な活動を支えるための医療・福祉、商業・業務、行政、住居、交通などの機能のこと。本計画の第2章では、これら施設のことを都市機能施設としている。

としきのうぞうしんしせつ
都市機能増進施設

都市再生特別措置法に基づく、商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

としけいかくうんようしん
都市計画運用指針

国として、今後の都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているかなどの原則的な考え方を示した指針のこと。

としけいかくきそちようさ 都市計画基礎調査

都市計画法に基づく、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための調査のことであり、5年ごとに行われる。

としけいかくくいき 都市計画区域

都市計画法に基づく、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるものとして、都道府県が指定する区域のこと。本市は全域が和光都市計画区域に指定されている。

としけいかくけつてい 都市計画決定

都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な用途地域や道路、公園などの都市施設などの都市計画を決定すること。広域的・根幹的な都市計画については埼玉県が、身近な都市計画は市町村が決定する。

としけいかくどうろ 都市計画道路

都市計画法に基づく、都市施設として都市計画に定められた道路のこと。都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市内及び都市間における交通の利便性の向上を目的とした幹線道路のこと。

としけいかくほう 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

としこうぞうさいへんしゅうちゅうしえんじぎょう 都市構造再編集中央支援事業

立地適正化計画に基づく、地方公共団体や民間事業者などが行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、居住の誘導、防災力の強化の取組などに対して国から支援が行われる事業のこと。

としさいせいとくべつそちほう 都市再生特別措置法

少子高齢化、情報化、国際化などの急速な社会経済情勢の変化を受け、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上、都市の防災機能の確保など、都市の再生を推進するために平成14(2002)年に制定された法律のこと。本計画はこの法律に基づき策定している。

としてきとちりよう 都市的土地利用

住宅地、商業・業務地、工業地などの土地利用のこと。農地や山林などは自然的土地利用という。

としやさいがいけいけいかい 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づく、都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。通称でイエローゾーンと呼ばれている。(81ページ参照)

としやさいがいとくべつけいけいかい 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づく、都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務づけられる。通称でレッドゾーンと呼ばれている。

(81ページ参照)

とちかくせいりじぎょう 土地区画整理事業

市街地開発事業の一つで、土地区画整理法に基づく、公共施設の整備改善と宅地の利用推進を図るため、土地の交換分合(換地)により道路、公園などの公共施設を整備するとともに土地の区画形質を変更する事業のこと。

〈な行〉

ないすいしんすいそうていくいき 内水浸水想定区域

下水道の排水能力を上回り下水道に雨水を排除できなくなった場合または放流先の河川の水位上昇などに伴い下水道から河川などに雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域のこと。(89ページ参照)

ねんちようかかくりつ 年超過確率

想定する雨量を超える降雨が発生する確率のこと。年超過確率1/100の降雨とは、1年間のうち、想定する雨量を超える降雨が発生する確率が1/100(1%)の降雨のこと。100年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、100年の間にその規模を超える降雨が複数発生することもある。(84ページ参照)

〈は行〉

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。本市では荒川洪水ハザードマップ、新河岸川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップを作成している。

バスまちスポット

出歩きやすいまちづくりの一環として、商店、コンビニ、金融機関、公共施設などにバスを気軽に待てる施設を登録する制度のこと。埼玉県で運用している。

避難行動要支援者

災害時に、要介護状態の高齢の方や障害のある方など自ら避難することが困難で特に支援が必要な人々のこと。

扶助費

社会保障費の一環として、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。（37ページ参照）

不燃領域率

延焼の拡大を防ぐ要素となる不燃建築物と空地の面積の地域全体の面積に占める割合のこと。（91ページ参照）

プレーパーク事業

和光市による、地域団体などと協働し、公園や児童センター・児童館などにおいて、子どもの自由な発想による遊びを通じて子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する事業のこと。

防火・準防火地域

都市計画法に基づく、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域のこと。

ポストインキュベーション施設

インキュベーション施設の卒業企業などの入居を想定した次なる事業所として利用できる施設のこと。

〈ま行〉

マイ・タイムライン

住民一人一人のタイムライン（防災行動計画）のこと。台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動の一助とするもの。

マンション管理適正化推進計画

国が策定したマンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針に基づく、地方公共団体がマンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項などを定める計画のこと。

モビリティハブ

従来の鉄道、バス、タクシーなどとともに、MaaSなどの考え方も取り入れながら、シェアサイクルやカーシェアなどの更に多様な移動手段との乗り換えにも対応した次世代の交通結節点のこと。

〈や行〉

屋敷林

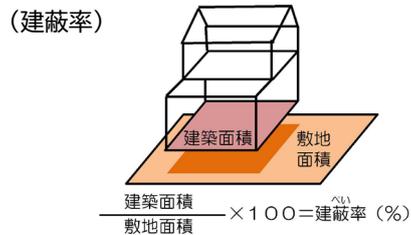
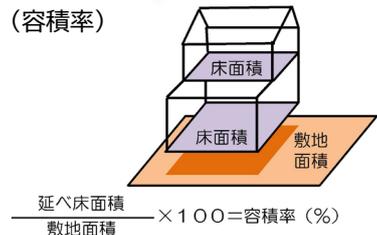
敷地周辺に植えられている樹林のことで、防風や防寒など住みやすい環境の整備や、景観向上などのためにつくられたもの。

遊水池

洪水で川の水が増えた際、その水を一時的に貯め込み川の水位を下げる機能を持つ区域のこと。

容積率

敷地面積に対する建築物の延べ床面積（各階床面積の合計）の割合のこと。また、敷地面積に対する建築面積の割合は**建蔽率**と呼ばれている。



用途地域

都市計画法に基づく、住居、商業、工業などそれぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行うことができるよう、都市を13種類に区分するもの。それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建蔽率など）が定められている。

要配慮者入所施設

医療施設、社会福祉施設（グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など入所系の施設）、防災拠点、避難所・避難場所を対象とする防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。（115ページ参照）

〈 くら行 〉

リノベーション

古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与すること。

〈 わ行 〉

和光市地震被害想定調査

和光市における震災対策の一層の推進を図るとともに、市民の防災意識の向上に寄与するための基礎資料とするため、首都直下地震を対象とした被害数量や分布などを調査したもの。本計画策定時点の最新調査は平成 26(2014)年度に実施されている。

和光市市民意識調査

和光市による、和光市総合振興計画基本構想の策定を行うに当たり、市民意識を把握するひとつの手段として定期的に実施している調査のこと。

和光市地域公共交通計画

和光市による、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにし、まちづくりの取組との連携・整合を確保する地域公共交通の計画のこと。

和光市都市計画マスタープラン 2022～2041

和光市による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められるものであり、「第五次和光市総合振興計画」や埼玉県が定める「和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの内容に即し、地域の特性に応じた将来像を明らかにし、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針を示す指針となるもの。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。立地適正化計画は、居住と居住に関わる商業、医療、福祉などの生活利便機能の立地誘導などを図ることから、都市計画マスタープランの高度化版といわれている。

和光市まちづくり条例

地区住民が主体となって住み良いまちづくりを推進するための手法や手続きとともに、開発行為などを行う場合の手続きや基準などを定めた条例のこと。

和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づく、各市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、埼玉県が定める方針のこと。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。通称で都市計画区域マスタープランと呼ばれている。

和光版 MaaS

複数の交通機関（市内循環バスや路線バスなど）や移動手段（シェアサイクルなど）を組み合わせて、出発地から目的地までの最適な移動手段の検索・予約・決済を一括して行うサービスのこと。また、外環側道を活用して、和光市駅と和光北インター地区及び新倉パーキングエリアとを自動運転車両により結ぶ、自動運転サービスの導入検討も進められている。

MaaS は「Mobility as a Service」の略称である。

〈 アルファベット 〉

KPI

「Key Performance Indicator」の略称であり、「重要業績評価指数」と訳され、目標の達成度合いを計るもの。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、これら4段階の取組を繰り返し行うことで、品質や取組の精度を高めるもの。

**和光市立地適正化計画
2024～2043**

策定年月：2024年4月

発行者：和光市

計画期間：2024年度から2043年度まで

担当課：和光市都市整備部都市整備課



© 和光市